

事業計画の修正に関する条例上の規定について

	事業計画の修正に伴う手続【第 39 条】
横浜市環境影響評価条例	第 39 条 事業者は、第 17 条第 2 項の規定により市長に方法書を提出してから第 35 条の規定により対象事業に係る工事を完了した旨を市長に届け出るまでの間に、第 17 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、規則で定めるところにより、当該修正を行う旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該修正が軽微な場合は、この限りでない。 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、審査会に対し、当該届出に係る対象事業の修正が環境に及ぼす影響について調査審議させるため諮問しなければならない。 3 市長は、第 1 項の規定による届出があった場合において、当該修正後の当該対象事業について第 17 条から前条までの規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要があると認めるときは、事業者に対し、その旨を通知するものとする。 4 (省略) 5 (省略)
手続の流れ	<pre> graph TD SO[事業者] -- "届出 条例第 39 条第 1 項" --> CM[横浜市長] CM -- "諮問 条例第 39 条第 2 項" --> SC[審査会] SC -- "意見" --> CM CM --> RIR[再実施の要否 (条例第 39 条第 3 項)] RIR -- "必要があると認めるとき" --> N[通知] N --> RIR1[全部又は 一部の再実施] RIR -- "必要がないとき" --> RIR2[再実施 不要] </pre>

【参考】事業内容の軽微な修正について

□環境影響評価条例施行規則 別表 3 軽微な修正

対象事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
2 鉄道及び軌道の建設	運行される列車又は車両の本数	運行される列車又は車両の本数が 10 パーセント以上増加せず、又は 1 日当たり 10 本を超えて増加しないこと。